

I 健康危機管理の拠点としての機能の充実

I-1 自然災害や様々な感染症、食中毒等の健康危機管理事案に対する体制整備

- ◆ 新興感染症の発生に備え、実地訓練等を通じて、医療措置協定に基づく医療提供体制や保健所の体制整備を行う。
- ◆ 管内社会福祉施設での感染症集団発生件数減少、薬剤耐性菌や結核患者等のまん延防止・早期発見のため、医療機関や高齢者施設等での感染予防・まん延防止対策を推進する
- ◆ 頻発する自然災害発生に備えた管内の体制整備に向け、地区保健医療福祉調整本部会議の立上訓練等を通じて、市町村や関係機関等との連携強化、対応力強化に努める

I-2 食品衛生対策(営業施設の指導等)の推進

- ◆ 食品による健康被害の未然防止に向け、食品等事業者へのHACCPに沿った衛生管理の徹底と食中毒防止対策に取り組む。
- ◆ 食の安全・安心を確保するため、食品表示の適正化を推進するとともに、食物アレルギーに関する正しい知識の普及啓発に努める。

II 健康寿命日本一に向けた取組

II-1 健康づくりの推進

- ◆ 関係機関と連携して食環境整備や健康アプリの活用を促進し、健康づくりを推進する体制づくりに取り組む。
- ◆ 青壮年期及び高年齢の労働者が健康で長く働き続けられるよう、事業所の健康づくり支援等を通じて健康経営の質の担保を図る

II-2 地域包括ケアシステムの深化と地域医療構想の推進

- ◆ 2040年に向けて、病床の機能分化・連携だけでなく、外来医療・在宅医療、介護との連携、人材確保等も含めた次期地域医療構想に向けた検討を行う。
- ◆ 医療機関や社会福祉施設などと連携して、高齢者、難病患者及び障がい者など様々な対象者に対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組む。

III グリーンアップおおいの推進

- ◆ 自然環境を守るのみならず活かして選ばれる視点を取り入れ、これまでの環境政策を継承しつつ、経済の発展も促していく取組を進める。
- ◆ 流域の住民が親しみを感じることのできる豊かな水環境をつくり、水環境の保全を推進するため各種の取組を行う。
- ◆ 不法処理防止連絡協議会を活用し、廃棄物の減量化・再資源化と適正処理を推進する。
- ◆ 建築物の解体作業によるアスベスト健康被害を防ぐため、アスベスト飛散防止対策を強化する

IV 保健所DXの推進による県民サービスの向上

- ◆ 県民の利便性向上を目指し、職員一人ひとりがICT等を活用して業務効率化を図り、保健所全体業務のBPR（既存業務の内容や流れの見直し）を推進する。

現状と課題

- ◆ 保健所は、健康危機管理の拠点として、感染症や自然災害、食中毒等によって生じる住民の生命、健康の安全を脅かす事態に対し、健康被害の発生予防、拡大防止及び治療等に関して積極的にその役割を果たさなければならない。
- ◆ 新興感染症については、国内外で新たな感染症等の発生に備え、平時から計画的に必要な準備を進めておくことが重要であり、「西部保健所健康危機管理対応計画（感染症編）」に基づき、健康危機時に迅速に対応できる体制を整えておく必要がある。
- ◆ また、自然災害については、保健所は、災害発生時には地区災害対策本部保健所班として、被災地域の医療・保健衛生ニーズを把握し、関係機関から派遣される保健医療活動チームの活動を指揮調整することで、被災者の救援、健康被害の拡大防止及び環境衛生対策を実施する役割を担っている。特に管内では過去に甚大な災害がたびたび発生していることを踏まえ、平時から市町や関係機関との連携体制をより堅固にすることが重要である。
- ◆ さらに、昨年度は管内の社会福祉施設等においてインフルエンザ等の感染症の集団発生が相次いで報告されているが、感染症研修会へ参加する社会福祉施設等が固定化している。また、高齢者結核の早期発見に向けた関係者の理解促進や県内各地で発生している薬剤耐性菌感染症に備えた院内感染対策の強化が必要であることから、感染症の発生予防と拡大防止に向け、引き続き、管内全体の感染対策を強化していく必要がある。

中期目標(目標年度:令和11年度)

○感染症法に基づく協定締結医療機関における協定内容の準備率	100%	○社会福祉施設における感染症集団発生件数の半減	16件以下
○災害発生時、EMISを自主的に入力する医療機関の割合	100%	○WHO戦略手指衛生遵守に向けた対策講じている医療機関	100%
		○感染リスクの低い時期に発見される結核患者の割合	60%以上

対策の概要▶▶目標指標(評価時期:令和8年度末)

1 健康危機事案発生に備えた平時からの体制整備

- (1) 新興感染症の発生に備え、第二種感染症指定医療機関と連携し、協定締結医療機関を対象とした新興感染症患者受け入れ訓練を実施
 - 協定締結医療機関の実地訓練参加率 ▶▶ 100%
- (2) 管内市町や関係機関との平時からの連携体制の強化
 - ・健康危機管理連絡会議の開催
 - 健康危機管理連絡会議の開催 ▶▶ 1回
 - ・有事に管内の医療機関はEMIS(広域災害・救急医療情報システム)を迅速かつ正確に入力できるよう訓練を実施
 - EMIS訓練の実施 ▶▶ 1回以上
 - ・被災地域において保健医療活動チームの活動拠点等を迅速に立上げができるよう訓練を実施
 - 地区保健医療福祉調整本部立上訓練の実施 ▶▶ 1回以上

2 感染症の発生予防・拡大防止対策の推進

- (1) 社会福祉施設における感染対策強化のため、感染症訓練を開催
 - 訓練参加率 ▶▶ 50%以上
 - 訓練理解度 ▶▶ 90%以上
- (2) 各医療機関における手指衛生の取組推進のため、手指消毒の評価や組織体制の好事例を共有するための研修会等の開催
 - 院内感染対策担当者研修会の開催 ▶▶ 1回以上
 - 手指消毒量の評価・対策の実施率 ▶▶ 60%以上
- (3) 結核患者の早期診断・発見に向けた医療従事者向け研修会の開催
 - 医療従事者向け研修会の開催 ▶▶ 1回以上

現状と課題

- ◆ 令和3年6月から制度化されたHACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point: 危害要因分析重要管理点) は、食中毒予防のために効果的な衛生管理手法であるが、昨年度、管内で発生した食中毒事例では、HACCPに沿った衛生管理が形式的な運用にとどまり、日常的な実践及び検証が十分に行われていなかった。このため、これまでのHACCP定着の支援に加え、事業者による実効性のある運用の定着に向けより実践的な指導が必要である。
- ◆ 全国的には生又は加熱不十分な食肉による食中毒が多発しているが、管内でも、鶏の生食に関する有症苦情が多く寄せられており、また、県内の他保健所管内ではクドア等の寄生虫による食中毒が連続して発生していることから、住民の健康被害を未然に防止するため、事業者及び消費者に対する啓発を強化する必要がある。
- ◆ 食品表示の不適正事例が発生していることに加え、今後も制度改正等が想定されていることから、事業者に対し、正確な制度理解と適正運用を促す必要がある。また、食物アレルギーによる健康被害防止を図るため、事業者に食物アレルギーに関する正確な情報を提供していく必要がある。

中期目標(目標年度:令和11年度)

- 食品取扱事業者がHACCPに沿った衛生管理を定着 営業許可対象施設: 100%

対策の概要 ▶▶ 目標指標 (評価時期: 令和8年度末)

1 HACCPに沿った衛生管理の徹底及び食中毒防止対策

- (1) 営業許可更新時や立入検査時におけるHACCP定着支援のための助言・指導
○HACCPの定着支援をした営業施設数 ▶▶ 200件以上
- (2) 食肉の生食等による食中毒防止対策
○食肉の生食用や加熱不十分な調理での提供に関する監視指導回数 ▶▶ 100件以上
○講習会における食中毒防止指導回数 ▶▶ 8回以上
- (3) クドア等の寄生虫による食中毒防止対策
○クドア等の寄生虫に関する情報提供回数
▶▶ 8回以上

2 食品表示・食物アレルギー事故対策

- (1) 食品衛生責任者更新講習会等における事業者への食品表示適正化指導
○講習会における食品表示指導回数 ▶▶ 8回以上
○講習会後アンケートの理解度 ▶▶ 80%以上
- (2) リーフレット等の配布による食物アレルギー対策指導
○食物アレルギー啓発資料の配布数 ▶▶ 200部以上

現状と課題

- ◆ 大分県では健康寿命の延伸、健康格差の縮小を目標として、令和6年3月に「第三次生涯健康県おおいた21計画」を策定し、各関係機関と連携した健康づくりの取組を推進しているが、管内市町の「お達者年齢」（日常を自立して生活できる期間）の県内順位では、九重町では上位に位置しているが、日田市及び玖珠町は低順位であり、市町間格差が大きい。※お達者年齢(R元年～5年の平均)日田市：男性16位、女性9位 九重町：男性3位、女性2位 玖珠町：男性11位、女性17位
- ◆ 生活習慣病の予防及び重症化予防に向け、働く世代を対象とした生活習慣の改善への取組を推進した結果、「定期的な運動をしている者の割合」は、増加傾向にあるが、依然として低い状況である。また、「男性の喫煙率」も依然と高く、事業所の受動喫煙対策を一層推進する必要がある。
(R6年度 男性の喫煙率：日田市106.6、九重町104.4、玖珠町106.9 (注) 該当者割合を年齢調整し、大分県を100とした場合の各市町村の割合)
- ◆ 管内の自殺者数はここ数年横ばいで推移しているが、全国と比較して男性の自殺率が高い。また、R7年度の警察からの自殺企図者通報数は過去10年で最も多く、約3割が勤め人であり、勤務問題が原因の上位にあがっている。更に、労働安全衛生法の改正に伴い義務化されたストレスチェックをもとに、こころの健康づくりへの取り組みを一層強化していく必要がある。※H30～R4年自殺の標準化死亡比(男性) 日田市 123.7、九重町 122.3、玖珠町 108.0 (注) 全国を100とした値

中期目標(目標年度:令和11年度)

- 健康アプリ「あるとっく」ダウンロード件数 5,500ダウンロード以上
- 各市町喫煙者割合(男性) 対R6▲2% (目標：日田市20.1% 九重町24.9% 玖珠20.2%)
- 食の健康応援団 新規登録店舗数 15カ所以上
- 健康経営事業所認定事業所の認定率 50%以上
- 「事業所ぐるみの健康増進の取組」の実施率 85%以上
- 自殺死亡率(人口10万人対) 13.0以下

対策の概要▶▶目標指標(評価時期:令和8年度末)

1 健康づくりを推進する体制づくり、環境整備

- (1) 地域職域連携推進会議を核にした事業所の支援
○地域職域連携推進会議の開催 ▶▶ 1回
- (2) 食環境整備の推進(食の健康応援団の推進)
○食の健康応援団 新規登録店舗数 ▶▶ 2カ所以上
- (3) 健康アプリの普及と活用促進に向け、地域の協力店、温泉巡りの登録施設、ミッション増加に向けた働きかけや商工会等と連携した広報活動を実施
○健康アプリ「あるとっく」ダウンロード件数
▶▶ 累計2,845ダウンロード以上
- (4) 管内事業所の受動喫煙対策を推進
○職場内の受動喫煙対策に取り組む事業所の割合
▶▶ 93.5%以上

2 事業所ぐるみでの働き世代の健康づくりの推進

- (1) 事業所が主体的な健康づくりに取組むため情報発信による支援を実施
○事業所セミナーの開催 ▶▶ 1回以上
○かたらん会通信発行 ▶▶ 4回以上
- (2) 従業員の心身の健康度を高めるため、職場環境改善アドバイザーを派遣
○おおいた心と体の職場環境改善アドバイザー派遣実績
▶▶ 3事業所以上
- (3) 健康経営事業所認定に向けた、健康アプリ活用による取組を支援
○健康アプリ「あるとっく」を活用した職場対抗戦へ参加するチーム数 ▶▶ 28チーム以上

3 メンタルヘルス対策の強化

- (1) 事業所を対象としたこころの健康づくり支援
○こころの健康づくりに取組む事業所数 ▶▶ 2事業所以上
- (2) 自殺企図者等への対応力を向上するため研修会の開催
○自殺企図者等支援者向け研修会の開催 ▶▶ 1回以上

現状と課題

- ◆ 医療と介護の複合ニーズを抱える高齢者や認知症高齢者の増加、生産年齢人口の減少が一層見込まれる2040年と、さらにその先を見据えて、西部医療圏において全ての世代の患者が適切に医療・介護を受けながら生活し、必要に応じて入院して日常生活に戻ることができ、同時に医療従事者も持続可能な働き方を確保できる医療提供体制を構築していかなばならない。
- ◆ 新たな地域医療構想の策定は令和10年度までに行うこととされており、令和8年度には、地域医療構想ガイドラインに基づき、西部医療圏における現状の把握、必要病床数の設定、医療機関機能の確保その他の2040年に向けて中心的に取り組むべき課題を設定する必要がある。
- ◆ また、高齢化の進展に伴う、認知症高齢者、単身や夫婦のみの高齢者世帯の増加に適切に対応していくためには、地域の中で医療と介護サービスが一体的に提供されるよう、市町や関係機関と連携した医療・介護連携や地域ケア会議を中心とした自立支援・重度化防止の取組を強化するなどにより、地域包括ケアシステムを推進することが重要である。
- ◆ さらに、高齢者だけでなく、難病患者や精神障がい者などが、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるように、対象者に応じた地域包括ケアシステムの構築が求められており、関係機関との連携・協働による支援体制の充実に向けた取り組みが必要である。また、人工呼吸器装着患者が在宅療養を継続するためには、介護者の負担軽減や休養のためのレスパイトが不可欠であるが、人工呼吸器装着患者のレスパイト入院の受入が可能な管内の医療機関は3機関（令和7年度調査）と限られ、必要時に利用できない可能性があることからレスパイト先の確保が課題である。

中期目標（目標年度：令和11年度）

- | | |
|----------------------------------|------------|
| ○ 次期地域医療構想（2040年目標）に示される必要な医療の提供 | （R9年度策定予定） |
| ○ 入院中の精神障がい者のうち1年以上の長期入院患者の割合 | 68%以下 |
| ○ 医療機関と在宅を結ぶ相互交流体験事業に参加した施設 | 100% |

対策の概要 ▶▶ 目標指標（評価時期：令和8年度末）**1 新たな地域医療構想に向けた取組**

- (1) 西部医療圏における現状の把握、必要病床数の設定及び医療機関機能の確保その他の2040年に向けて中心的に取り組むべき課題を設定
 - 西部地域医療構想調整会議の開催 ▶▶ 2回以上
 - 西部医療圏における必要病床数等の設定・共有
- (2) 県内外の患者の流出入の多い医療圏との連携体制を確保するため関係保健所との情報交換を実施
 - 情報交換会の実施 ▶▶ 1回以上

2 医療・介護連携の推進に向けた連携強化・資質向上

- (1) 市郡医師会及び市町と連携し、①MCI（軽度認知障害）のサポートとシームレスな予防・医療・介護連携、②外国人人材、ケアマネ不足への対応について、圏域全体の課題として取組を実施
 - 在宅医療介護連携圏域担当者会議の開催 ▶▶ 2回以上
 - 在宅医療介護連携圏域研修会の開催 ▶▶ 1回
- (2) 在宅療養支援に関わる看護職等の連携促進に係る事業実施
 - 相互交流体験事業の実施 ▶▶ 1回以上
- (3) 難病患者や精神障がい者が地域で安心して暮らせるための地域包括ケアシステムの充実に向けて取組評価等を行う協議の場の確保
 - 難病対策地域協議会の開催 ▶▶ 1回以上
 - 人工呼吸器装着患者療養支援研修会の開催 ▶▶ 1回以上
 - 精神障がい者地域移行支援連絡協議会の開催 ▶▶ 2回以上

現状と課題

- ◆ 自然環境を守るのみならず、企業の環境対策や環境保全活動などに新たな社会的価値を付け、経済の発展も促していく「グリーンアップおおいた」の理念を一層普及させるため、地域における環境保全団体と行政の情報共有や意見交換などを通じ、環境保全のネットワークを拡充する必要がある。
- ◆ 筑後川水系の豊かな水環境を保全し、次世代に引き継いでいくため、筑後川上流ネットメンバーのNP0等と協働した取組が必要である。また、令和6年度末時点の管内(玖珠町・九重町)の浄化槽法定検査受検率は68.5%と県平均47.5%よりは高いが、さらに受検率を高めるため、浄化槽の適正な維持管理の広報・啓発、行政による浄化槽管理者への適切な指導が必要である。
- ◆ 管内の産業廃棄物の不法投棄は依然として後を絶たない状況であり、不適正保管、不法焼却なども散見される。このため、廃棄物不法処理防止連絡協議会を活用し、関係機関が連携して廃棄物の適正処理を推進する必要がある。さらに、管内4箇所の重点監視産業廃棄物施設をはじめとした関連事業場への立入や巡回等により、不適正処理が行われないよう監視を継続する必要がある。
- ◆ 大気汚染防止法の一部改正により、建築物を解体する際には、建材にアスベストが使用されているかどうかの事前調査を実施し、調査結果を報告すること及び解体時に結果を掲示することが義務付けられている。しかしながら、事前調査結果が報告されていない、解体時に事前調査結果が掲示されていない等の事例が確認されているため、立入・巡回等による指導を強化する必要がある。

中期目標（目標年度：令和11年度）

○浄化槽の法定検査受検率	75%以上
○重点監視施設における不適正処理数	0件
○アスベストの事前調査結果報告率	100%

対策の概要 ▶▶ 目標指標（評価時期：令和8年度末）

1 環境を守り活かす担い手づくりの推進

- (1)西部地域における環境団体及び関係機関等による連携強化を図るため、情報共有・意見交換を実施
○グリーンアップおおいた地域推進会議等の開催 ▶▶ 1回

2 豊かな水環境保全の推進

- (1)水環境保全に関する広報・啓発
○各種イベント等における環境啓発活動の実施 ▶▶ 3回
- (2)浄化槽管理者による浄化槽の適正な維持管理を推進
○法定検査未受検者への指導率 ▶▶ 100%
○新規浄化槽管理者への啓発文書送付 ▶▶ 100%
○法定検査不適正浄化槽に対する指導率 ▶▶ 100%

3 廃棄物の減量化・再資源化と適正処理の推進

- (1)廃棄物の不適正処理、不法投棄事犯防止等のため関係各機関等と連携
○不法処理防止連絡協議会の開催 ▶▶ 1回
- (2)関係事業場等への立入・巡回による監視・指導
○重点監視施設(4か所)への立入 ▶▶ 12回以上

4 アスベスト飛散防止対策の強化

- (1)解体作業現場等の巡回・監視
○建設リサイクル合同パトロール等による立入調査 ▶▶ 4回以上
- (2)事前調査結果報告の徹底
○事前調査結果未報告の業者に対する指導 ▶▶ 100%

現状と課題

- ◆ 県では、令和6年8月に「大分県職員デジタル行革行動指針」を策定し、限られた人員体制の中で、行政サービス水準を維持・向上させるため、全ての職員がICTツールを積極的に活用することとしている。保健所においても、多様化・複雑化する県民ニーズに対応するため、県民の利便性を第一として、業務のスピードと質の向上が求められており、各業務のさらなるDX化が喫緊の課題となっている。
- ◆ 西部保健所ではこれまで、職員一人ひとりがICT等を活用した業務効率化を図れるよう研修を継続して実施してきたが、生成AIの利用については、毎日・週に数回が42%、一方で月に数回・ほとんど使わないが58%と二極化している。今後は、高活用層と低活用層との差を埋めるため、特定の課や個人に留まらない組織横断的な活用へと広げていく必要がある。
- ◆ 県民の利便性向上のため、業務の現状を詳細に把握し、その改善に向けた保健所全体業務のBPR（既存業務の内容や流れの見直し）を推進する。

中期目標(目標年度:令和11年度)

「行かない」、「書かない」、「待たない」窓口の実現による県民サービスの向上

○許認可等の電子申請率	80%	※電子申請可能な手続き	○玖珠食品衛生相談所における予約システム利用率	80%
○キャッシュレス決済の利用率	50%	※納付書払いを除く		

対策の概要▶▶目標指標（評価時期：令和8年度末）

1 申請手続きのデジタル化による県民サービスの向上

(1) キャッシュレス決済及び電子申請の利用を促進するため、既存の紙及びデジタル媒体を活用した周知の強化

- 電子申請の利用率 ▶▶ 45%以上 ※電子申請可能な手続き
- キャッシュレス決済の利用率 ▶▶ 25%以上 ※納付書払いを除く

(2) 窓口サービスを見直し、県民サービスの向上

- 窓口でのタブレット端末の利用による事務作業時間の短縮 ▶▶ 10%以上削減

2 オンライン予約の推進による県民サービスの向上

(1) 食品衛生に係る窓口相談のオンライン予約推進

- 玖珠食品衛生相談所の相談予約におけるシステム利用率 ▶▶ 65%以上

(2) HIV・特定感染症検査のオンライン予約推進

- HIV・特定感染症検査予約における予約フォーム利用率 ▶▶ 50%以上

3 デジタル人材の育成

(1) 生成AIを業務に活用できる人材を育成するため、実践的な研修の実施及び相談窓口を整備

- 生成AI研修の参加率 ▶▶ 100%
- 業務における生成AI利用率 ▶▶ 70%以上 ※週に数回以上利用

(2) 管内の感染症情報等、日々の生活に関する情報を県民に的確に届けるため、X（旧Twitter）の効果的な運用を検討・実施

- 1投稿あたりの平均インプレッション（表示回数） ▶▶ 500件以上
- アカウントのフォロワー数 ▶▶ 500人以上